

国東警察署 速度取締り指針（令和3年）

速度取締り重点

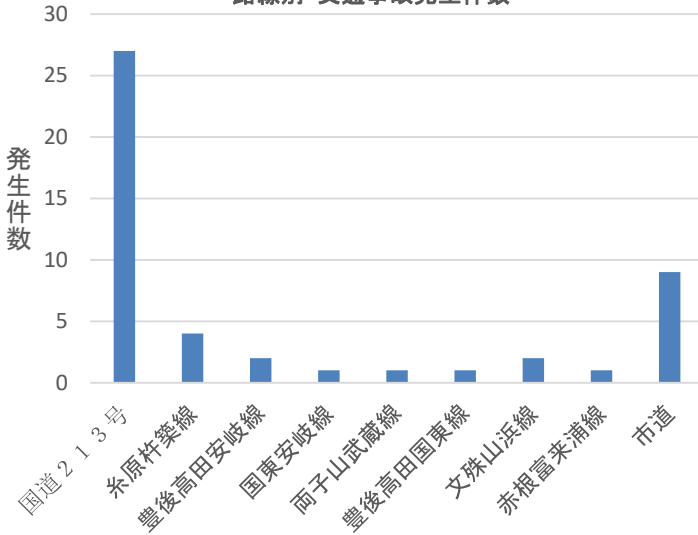
次の路線、時間帯を重点に速度取締り活動を推進します。
ただし、重点以外の路線、時間帯であっても、速度取締りを実施することがあります。

重点路線	区間	時間帯	規制速度
国道213号	全域	6:00～20:00	40～60 km/h

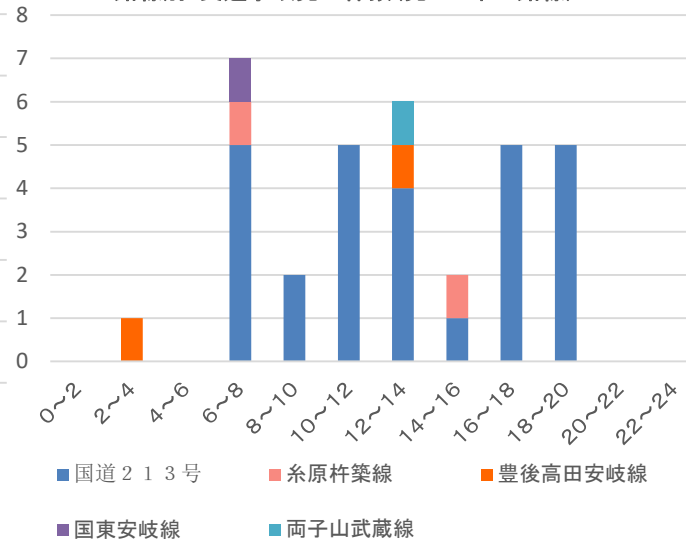
速度取締りの必要性について

速度超過が関係する交通人身事故の発生状況（平成28年～令和2年9月末現在）

路線別・交通事故発生件数



路線別・交通事故発生件数（発生上位5路線）



- 管内では上記期間中に214件の交通人身事故が発生し、そのうち、速度超過が関係する事故は48件あります。
- 速度超過が関係する事故を路線別に見ると、多い順に、国道213号27件(56%)、県道糸原杵築線4件(8%)、県道豊後高田安岐線2件(4%)、県道国東安岐線1件(2%)、県道両子山武蔵線1件(2%)となっており、本年上半期においては、各路線とも減少傾向にあります。
- 事故発生の時間帯では、午前6時から午後8時までの間に間断なく発生しています。
- 国道213号は速度超過が関係する事故以外でも管内の約半数の交通事故が発生しており、重点的に指導取締りを行う必要があります。

その他の交通指導取締り要点

- 重大事故に直結する横断歩行者妨害や信号無視、一時不停止等の交差点関連違反の取締りを強化します。
- 早朝・夜間については、車載式レーダーを活用した「見せる見える呼びかける」活動を強化します。
- 重点路線以外の路線においては、各種交通取締りのほか、街頭啓発活動や駐留監視を実施します。
- 通学路の対策として、可搬式オービス等による交通取締りに加え、パトカーによるパトロール活動も行い、登下校時の児童等の安全を確保します。